

社援発0401第1号
平成27年4月1日

各 都道府県知事 殿

厚生労働省社会・援護局長
(公 印 省 略)

「貸付事業向けの総合的な監督指針の策定について」の一部改正について

今般、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革を推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成26年法律第51号）の施行により、消費生活協同組合法（昭和23年法律第200号）の一部が改正され、平成27年4月1日から施行されることに伴い、「貸付事業向けの総合的な監督指針の策定について」（平成19年12月18日社援発第1218002号本職通知）の別添「貸付事業向けの総合的な監督指針」の一部を別添のとおり改正することとしたので、各都道府県における監督行政においても参考とされたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。